

横浜市菅田地域ケアプラザ 指定認知症対応型通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会が運営する横浜市菅田地域ケアプラザ（以下「プラザ」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、認知症の症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適正な指定認知症対応型通所介護事業を提供するものとする。

（運営方針）

- 第2条 事業の実施にあたっては、認知症高齢者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続することができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 従業者は、事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 4 常に利用者の心身の状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
 - 5 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横浜市菅田地域ケアプラザ
- (2) 所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1718-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤兼務1名）
管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 4名以上 （常勤兼務 4 名以上）
生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、自立生活を支援するため他の職種とも連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行うものとする。事業所に対する指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 15名以上 （常勤兼務 2 名以上、非常勤兼務13名以上）
介護職員は、入浴、食事、排せつ等の介護及び日常生活の世話を行うとともに、施設への送迎を行う。
- (4) 機能訓練指導員 3名以上 （非常勤兼務3名以上）
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日とする（祝日は営業する）。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後4時45分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時35分までとする。

(指定認知症対応型通所介護事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、一日10名とする。

(指定認知症対応型通所介護の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 相談、援助等
- ② 介護サービス(移動、排せつの介助、見守り等)
- ③ 健康のチェック
- ④ 機能訓練
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 送迎サービス

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。尚交通費等送迎に関わる料金の徴収は行っていない。

(1) 食事の提供に要する費用 750円(おやつ代含む・おやつのみ100円)

(2) 選択レクリエーション費 材料代等の実費

2 利用料金を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

3 キャンセルがあった場合については、次のとおり徴収をする。

但し利用者の体調不良の急変等、緊急やむを得ない事情のある場合は、キャンセル料は発生しない。

サービス利用日の前日まで 利用者負担金の50%

サービス利用日の当日 利用者負担金の100%

支払いは、利用者負担の支払いに合わせて徴収する。

4

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

神奈川区:菅田町・六角橋1～6丁目・神大寺1～4丁目・片倉町・片倉1丁目・三枚町・中丸・羽沢町

港北区 :鳥山町・小机町・岸根町

緑区 :東本郷町・東本郷1～6丁目

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及び家族は、事業の提供を受ける前に、当日の健康状態について職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年に2回定期的に避難、救出その他に必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した単独型指定認知症対応型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携など)

第 15 条 指定認知症対応型通所介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流につとめる。

2 指定認知症対応型通所の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、本事業所が所在する市町村の職員又は本事業所が所在する区域を管轄する地域 包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成 される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6 カ月に1回以上運営推進会議に対し、活動状況等を報告し、運営推進会議による評価 を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 17 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な

取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第18条 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない、ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録をする。

（虐待の防止）

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 2 虐待防止に関する相談窓口を設置し、担当者は苦情受付担当者とする。
- 3 職員に対して虐待防止のための研修等を定期的に実施する。
- 4 虐待防止・早期発見に加え虐待が発生場合は、その再発を防止するため「虐待防止検討委員会」を設置します。必要に応じて臨時開催する。
- 5 虐待が疑われる事案が発生した場合は、直ちに各関係者及び市町村への報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計

画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 指定認知症対応型通所介護事業所は、従業員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 定期研修 年4回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保持するものとする。

- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年2月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。